
令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

放課後児童支援員認定資格研修 科目 16

**放課後児童クラブの運営管理と
運営主体の法令の遵守**

サンプル版動画の解説及び研修用レジメ

◆ 目次 ◆

■ サンプル版動画の解説.....	i
1. サンプル版動画の概要	i
2. サンプル版動画の構成	i
3. サンプル版動画の活用方法	ii
■ サンプル版動画 研修用レジメ	1
はじめに	3
1. 放課後児童クラブの運営管理	4
2. 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み	12
3. 運営内容の自己評価と公表	19
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）	22
5. まとめ	33

※本冊子は、サンプル版動画を活用して研修を行う際の解説と、研修用レジメの2つの構成で作成されています。

※研修用レジメは受講生への配付資料として活用することができます。

■ サンプル版動画の解説

1. サンプル版動画の概要

質の高い地域子ども・子育て支援事業を提供するため、必要となる人材確保や従事者の資質向上に向けた研修を行うことを目的として、放課後児童支援員認定資格研修事業が推進されています。より受講しやすい環境の整備に向け、本調査研究において、放課後児童支援員認定資格研修科目 16「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」のサンプル版動画を作成いたしました。本動画では、これまで多数実施されてきた研修の内容をベースとして、「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」をわかりやすく解説しております。本レジメとともに動画を視聴することで「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」を学ぶことができます。

2. サンプル版動画の構成

サンプル版動画の構成は以下のとおりです。

構成	時間 (分)	内容	研修用レジメ における 該当箇所
はじめに	3 分 25 秒	・本科目を履修する意義 ・本科目のポイント	p. 3
Chapter 1 放課後児童クラブ の運営管理	13 分 7 秒	・運営主体が定める事業運営についての重要 事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性和、適正な会計管理 及び情報公開 * 事例 ・内容①のまとめ	p. 4
Chapter 2 利用内容等の説明 責任と要望及び苦 情への取り組み	12 分 54 秒	・利用に当たっての留意事項の明確化や公平 性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に 当たっての考え方及び留意事項 ・内容②のまとめ	p. 12
Chapter 3 運営内容の自己評 価と公表	5 分 2 秒	・子どもや保護者の意見や関係機関等からの 提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価と公表の必要性 ・内容③のまとめ	p. 19
Chapter 4 運営主体の人権の 尊重と法令の遵守 (個人情報保護 等)	19 分 7 秒	・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体 の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫 理規定の内容と法令の遵守 * 事例 ・内容④のまとめ	p. 22
まとめ	1 分 36 秒	・振り返り	p. 33

3. サンプル版動画の活用方法

本サンプル版動画は、「放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱」に沿った形で効果的に利用されることが望めます。

また、動画は全編 55 分ですが、科目 16「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」の講義時間は 90 分となります。動画視聴後は、以下のようにワークや振り返りの時間を設ける等、学習の時間が 90 分間となるよう留意してください。

1) 動画視聴と研修担当講師による集合研修

- ・ 受講者が研修会場に集合し、研修担当講師が動画を投影し、適宜解説を行いながら講義を進めます。後に続く研修用レジメをあらかじめ配付しておきましょう。
- ・ 動画は、全編を投影するケースと、一部のセクションのみ投影するケースが想定されます。研修担当講師と相談して決めてください。
- ・ 放課後児童支援員認定資格研修は、『放課後児童クラブ運営指針解説書』（厚生労働省編）をテキストに用います。研修担当講師は、受講者の手元にある解説書について適宜補足をすることで、より受講者の理解は深まるでしょう。
- ・ Chapter 1 と Chapter 4 では、実際に起こった問題事例を紹介しています。動画途中、または動画視聴後の時間を使って、事例をもとにその問題点や解決法を考えるワークを行うことができます。または、担当講師が地域の実情に即した事例を新たに加え、解説を行うのもよいでしょう。



ワークのテーマ案～受講者同士で話し合ってみましょう～

- ・ 動画内の事例では、何が問題になっていましたか？
- ・ 動画内の事例について、どのような改善点があると思いますか？
- ・ あなたの周りに類似した事例はありますか？
- ・ 類似した事例について、どのような改善点があると思いますか？

2) 動画視聴による集合研修

- ・ 受講者が研修会場に集合し、進行役による進行のもと、動画を投影し、講義を進めます。後に続く研修用レジメをあらかじめ配付しておきましょう。
- ・ 動画は原則として全編を投影してください。
- ・ 動画投影後は、本科目の学びを深めるためレポート課題等を実施しましょう。
- ・ サンプル版動画の解説の最後に、レポートのフォーマットを掲載しています。適宜、印刷してお使いください。



レポートのテーマ案

- ・本科目において一番理解が深まったことを記入してください。
- ・本科目を通じて学んだこと、今後役立つと思われることを記入してください。
- ・動画内に出てきた事例について、問題点は何か、どうしたら防ぐことができたかを記入してください。

3) 受講者が個別に活用する場合

- ・ 自然災害による交通障害や病気等の様々な理由により、集合研修に参加できなかった受講者が個別に学習するためにサンプル版動画を活用することができます。その場合は、視聴して終わりにするのではなく、受講した内容についてレポートを提出するなどの学習効果を確認することが必要になります。

【留意事項】

- ・ 本講義は、『放課後児童クラブ運営指針解説書』（厚生労働省編）をテキストとし、『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 認定資格研修のポイントと講義概要』（中央法規出版）を教材に行います。
- ・ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）において、放課後児童健全育成事業者は自己評価を行うことが努力義務とされています。本科目を終えた後は、以下の自己チェックリストや自己チェックシートを受講者に配付し、受講者が所属するクラブの運営や取組状況等を検証するよう、促すこともお勧めします。
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」自己チェックリスト、自己チェックシート
https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190426/
- ・ また、動画は、以下、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページからも視聴が可能です。研修実施後は、適宜復習や自習に役立てるよう、案内してもよいでしょう。

<三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社：公式ホームページ>

ホーム > レポート > レポート・コラム > 政策研究レポート > 公開報告書

https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/

『「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金」の採択案件の成果報告書の公表について』に、2020 年 4 月以降、公開されます。

放課後児童支援員認定資格研修科目 16

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

振り返りレポート

受講会場		氏名	
受講者番号			

1. 本科目を通じて学んだことを記入してください。(最後の行まで記入してください。)

2. 動画内で出てきた事例について、問題点は何か、どうしたら防ぐことができたかを記入してください。(最後の行まで記入してください。)

3. 本科目について、今後ご自身のクラブで役立つと思われることを記入してください。(最後の行まで記入してください。)

記入を終えた方は、担当者に提出してください。

放課後児童支援員認定資格研修 科目 16

放課後児童クラブの運営管理と 運営主体の法令の遵守

■ サンプル版動画 研修用レジメ ■



◆ 目次 ◆

はじめに	3
1. 放課後児童クラブの運営管理	4
2. 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み	12
3. 運営内容の自己評価と公表	19
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）	22
5. まとめ	33

はじめに



本講義の意義

本論に入る前に「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」が、放課後児童支援員となる皆さんの履修すべき科目として設定された意味について触れておきます。それは、大きく3点あります。

1. 様々に運営されてきた放課後児童クラブに初めて国の指針が示された。
2. 少人数で運営される放課後児童クラブが多く、放課後児童支援員も運営に関わることが多い。
3. 法令の遵守は運営主体と放課後児童支援員双方の努力によって可能である。



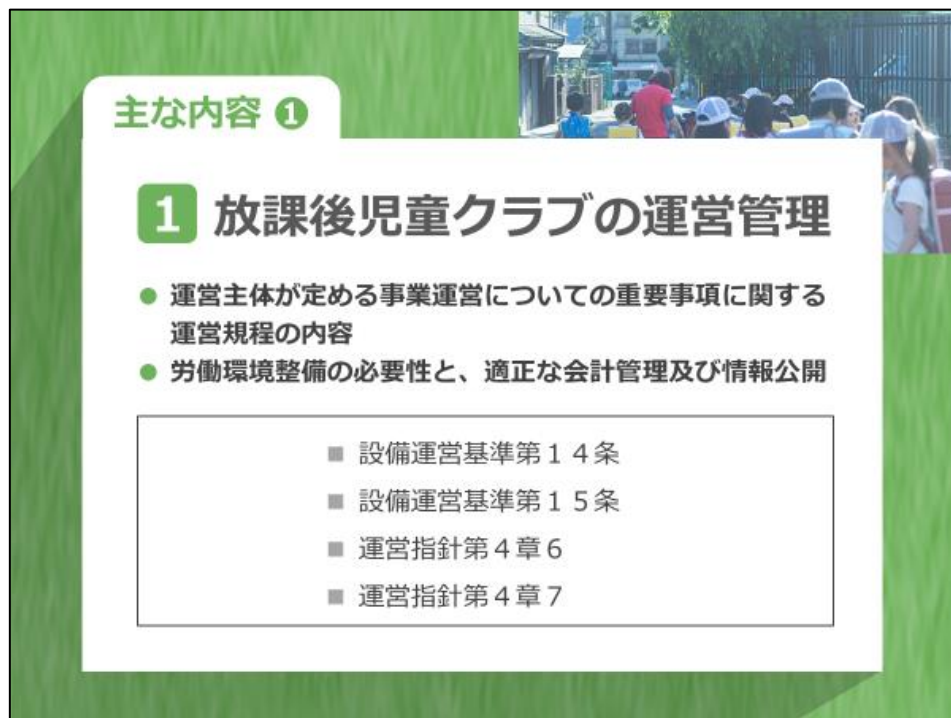
本講義の4つのポイント

「放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守」では、4つの主な内容があります。

1. 放課後児童クラブの運営管理
2. 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み
3. 運営内容の自己評価と公表
4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

これらは、科目2「放課後児童健全育成事業の一般原則」及び、科目15「放課後児童支援員の仕事内容」と関連する点があるため、学んだ内容について活用することが望まれます。

1. 放課後児童クラブの運営管理



☞ 運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規定の内容

設備運営基準第14条において、放課後児童健全育成事業者は、事業の重要事項に関する運営規程を定めておかねばならないとされています。11の項目で構成されていますが、特に留意が必要なものについて解説します。

【二 職員の職種、員数及び職務の内容】

事業所の職員の職種（放課後児童支援員、補助員等）ごとに、員数、職務の内容を定める事が必要であることを示しています。

【四 支援の内容及び当該支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額】

「利用者の支払うべき額」の中に、利用料以外に支払うべき額（おやつ代や傷害保険料等）がある場合には、その内容を記載する必要があります。

【五 利用定員】

事業所において同時に支援することのできる児童の数の上限を示すことが必要となります。なお、複数の支援の単位が設置されている場合は、その支援ごとに利用定員を定めることが必要となります。

1 放課後児童クラブの運営管理

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

設備運営基準第14条

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 五 利用定員
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 事業の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営に関する重要事項

5

【六 通常の事業の実施地域】

その事業所が対象とする通常の事業実施の範囲の目安を示すものですが、その範囲を超えて実施することを妨げるものではありません。

【七 事業の利用に当たっての留意事項】

利用者（保護者）に「設備の利用上の留意事項等」を示すもので、例えばクラブ登録に際しての「申請書」等や登録内容に変更があった場合の届出の提出などが含まれます。

【八 緊急時等における対応方法】

児童に体調の急変が生じた場合等に、事業所が速やかに当該児童の保護者または医療機関へ連絡するなど必要な措置を講じることを示すことが必要です。

【十 虐待の防止のための措置に関する事項】

虐待防止に必要な責任者の配置や職員に対する研修等を行うことを示します。

【十一 その他事業の運営に関する重要事項】

苦情解決の体制や秘密保持に関する事項、職員に対する研修の実施などを定めておくことが考えられます。

設備運営基準第 15 条

（放課後児童育成事業者が備える帳簿）

放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を準備しておかなければならない。

設備運営基準第 15 条は、「放課後児童クラブの運営管理が適正に行われているかどうか」を明らかにするものです。これまでの放課後児童クラブの歴史の中では、こうした帳簿の整備が軽視されがちな傾向があったことも否定できません。

そのことを踏まえて、「重要事項に関する運営規程」を定めることと合わせて、その必要性を認識しておきたいと思います。

なお「利用者の処遇の状況」に関する帳簿とは、利用者への育成支援の内容や保護者からの相談への対応等の記録が考えられます。



労働環境整備の必要性

1 放課後児童クラブの運営管理

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

運営指針第 4 章（放課後児童クラブの運営） 6

6. 労働環境整備

（１）放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

（２）放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。

（３）放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

7

労働環境整備の必要性については、運営指針第 4 章（放課後児童クラブの運営） 6 において定められています。

【運営指針第4章6（1）】

運営主体の倫理法令の遵守の両輪は、

- ・ 利用者への責任、事業の社会的責任を果たすこと
- ・ 放課後児童クラブの職場環境・労働環境をより良いものにすること

ですが、放課後児童クラブでは、従事する職員への配慮が軽視されてきた歴史的経緯があります。

放課後児童クラブの運営主体は、労働基準法を遵守した就業規則等を定め、勤務時間や休暇が適正に執行されているかを把握するとともに、放課後児童支援員等から定期的に職場環境や働き方に関する意向を把握する必要があります。

【運営指針第4章6（2）】

健康診断は、「労働安全衛生法」等の関連法令が定めるところにより、運営主体が責任を持って、常時雇用する放課後児童支援員等に対し、雇入れ時及び年一回の定期健康診断を実施することが必要です。また、健康診断の受診については、雇用される側にも義務として定められています。

健康診断は、放課後児童支援員等が自らの健康に留意するために必要であるとともに、万が一の子どもたちへの感染リスクを防ぐためにも必要であることを認識しておきましょう。

【運営指針第4章6（3）】

放課後児童クラブは、その運営や雇用形態の多様性により、労災保険はじめ厚生年金保険や雇用保険等の加入について、法令に則った対応が十分でなかった経緯があります。この度、国の基準と運営指針が定められたことを受け、関連法令の定めにより、適切な対応をとることが求められます。



適正な会計管理及び情報公開

1 放課後児童クラブの運営管理

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

運営指針第4章（放課後児童クラブの運営） 7

7. 適正な会計管理及び情報公開

（１）利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。

（２）社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）第75 条第1 項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

8

社会福祉法

第八章 福祉サービスの適切な利用

第一節 情報の提供等

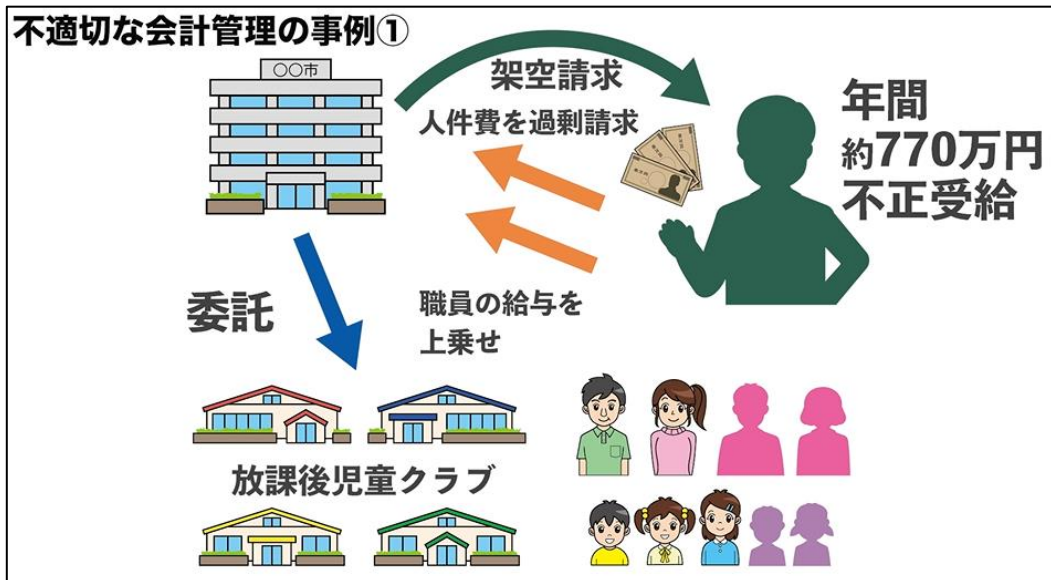
（情報の提供）

第七五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

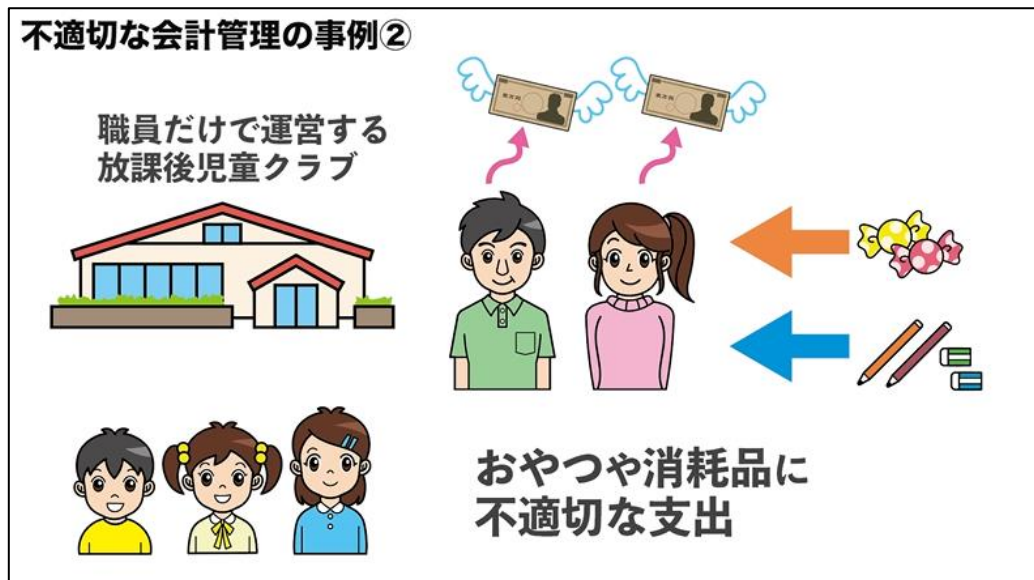
私達の事業は、このような法律によってあり方が規定されていることを認識する必要があります。適正な会計管理について、事業所によっては、利用料やおやつ代などを徴収することがありますが、放課後児童クラブの公共性・公益性に則り、徴収の手続きや管理及び執行を適正に行うことが求められます。

！事例の問題点を考えてみましょう



事例①

市からの委託事業で4つの放課後児童クラブを運営している代表が、職員の給与を上乗せして架空請求をしたり、在籍児童数を水増しして補助指導員の人件費を多く請求するなど、年間約770万円を不正受給していた。



事例②

おやつの発注や購入等が放課後児童支援員に任されていた放課後児童クラブにおいて、おやつや消耗品等に不適切な支出が見られた。

！ 問題点と考え方

1 放課後児童クラブの運営管理

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

事例Ⅰ ※市の監査で発覚

①放課後児童クラブを運営している代表者が、職員の給与を上乗せして架空請求をしたり、在籍児童数を水増しして補助指導員の人件費を多く請求するなど、年間約770万円を不正受給していた。

②おやつが発注や購入等が放課後児童支援員に任せられていた放課後児童クラブで、おやつや消耗品等に不適切な支出が見られた。

問題点と考え方

出典：一般財団法人 児童健全育成推進財団発行「子ども支援者と倫理」

- 個人の判断による経理事務や会計・資金運用が日常化 ➡ ある個人に任せきりにしている実態がある。
- 会計・経理の担当者には不正を行わないよう求めるということだけでなく、組織自体が不正を防ぐシステムを持つ。
- 「放課後児童クラブのように子どものための事業を行っている人たちが、金銭で不正を行うはずがない。」などという性善説に依拠するのではなく、内部監査のシステムを作り再点検を行い運営を改善・整備することが必要である。
- 金銭の出納に関わる職務には、印鑑や通帳・帳簿の管理を含め、二人以上の人間が関わる。
- 着服防止のためには、領収書の発行と連番管理を徹底し、入金等の状況の確認を怠らない。
- 公私混同の経費請求、架空の請求を防ぐために経費の事前承認や支払報告書・明細書による事後確認を行う。
- 不正や盗難のリスクを小さくするために、一定以上の現金は職場内に置かないようにする。

10

二つの事例に共通した問題点は、経理事務や会計・資金運用を、個人に判断・運用を委ねている実態があることです。

「放課後児童クラブのような子どもの為の事業を行っている人たちが、金銭で不正を行うはずがない」という性善説に依拠するのではなく、内部監査のシステムを作り、組織自体が不正を防ぐシステムを持つことが必要になります。

具体的には金銭の出納に関わる職務、印鑑や通帳等の管理、領収書の確認等には必ず二人以上の人間が関わることを基本にすることが必要です。

また、現金の取り扱いについては、不正や盗難のリスクを小さくするために、一定以上の現金は職場におかず、現金の取り扱いが生じたときは金融機関の口座に入金することも必要です。

私たちの事業を支えているお金は、行政からの委託金や補助金、保護者からの徴収金等です。こうしたお金は「公金」であることを肝に銘じて、決して事例のような不適切な会計処理・不正があってはならないという、強い自覚をもって会計管理に当たらなければなりません。



内容①のまとめ

1 放課後児童クラブの運営管理

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

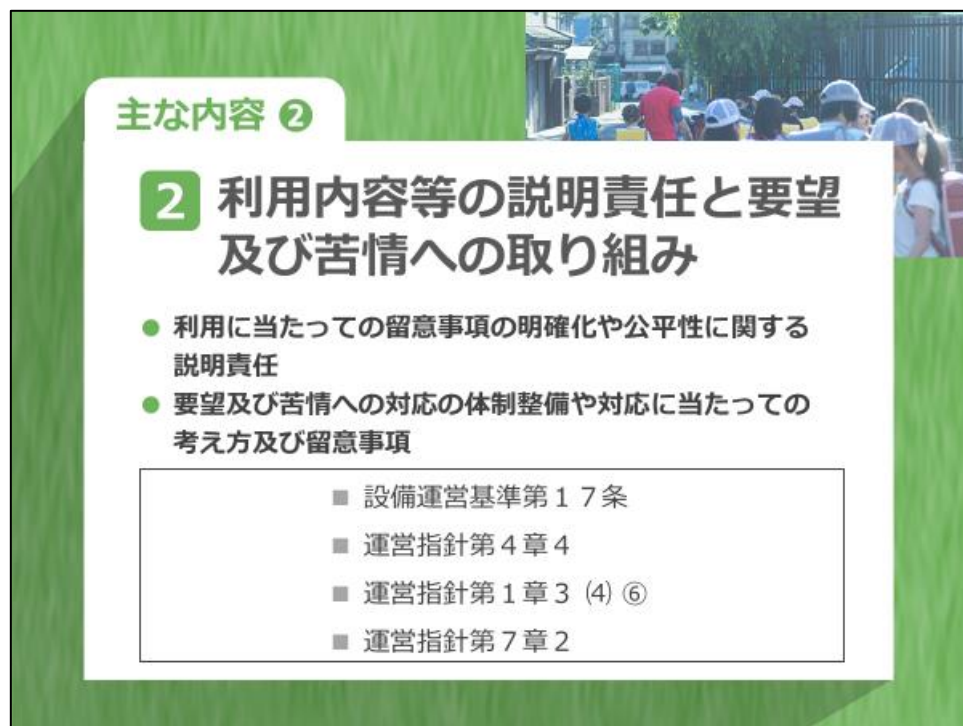
主要内容 ① まとめ

1. 事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めることと、その内容を理解すること。
2. 放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境を整備することの必要性とその内容を理解すること。
3. 適正な会計管理を行うことと、会計処理や運営状況に関する情報公開の必要性について理解すること。

11

MEMO

2. 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み



放課後児童クラブ利用者は年々増加していますが、利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に対する説明責任が不十分なことからくるトラブルも少なくありません。また、利用者の要望及び苦情への対応の体制の未整備や、対応にあたっての考え方が共有されていないことからくる問題も発生しています。

利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任

運営指針第4章（放課後児童クラブの運営）

4. 利用の開始等に関わる留意事項

（1）放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。

（2）放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。

利用の募集に当たり、事業の目的・内容、利用要件、利用料、申し込み手続き等についてわかりやすく記載した入所案内を作成し、市町村の窓口や施設で配付したり、ホームページにアップするなど、利用を希望する保護者等が簡単に情報が得られるように広く周知することが必要です。

また、次年度に入学予定の子どもがいる家庭には、小学校の入学説明会や就学时健康診断の折に入所案内を配付する等、保護者等が情報を入手しやすいように工夫することが必要です。

この際、運営方針等基本的事項及び利用に当たっての留意事項について明文化し、保護者等が確認できるようにしておくことが必要です。留意事項には、クラブ登録に当たって「申請書」等を提出することや登録事項の内容に変更があったときの届出等など、保護者等に留意していただくことを記載します。

また、放課後児童クラブの入所決定については入所の審査と決定の仕組みを定め、それに則って公平性を保って行うことが望めます。なお、この仕組みを定めるに当たっては、ひとり親等の優先利用の考え方や利用手続き等の留意事項に関する厚生労働省の通知「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」（平成 28 年 9 月 20 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を踏まえることが望めます。

運営指針第 4 章（放課後児童クラブの運営）

4. 利用の開始等に関わる留意事項

（3）利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。

初めて放課後児童クラブを利用する保護者等には、放課後児童クラブの生活や活動内容、来所・帰宅の方法やルール、準備する物等伝えておかねばならない事柄があります。

万が一の事故などに備えて加入している保険の種類や内容についての説明も必要です。こうした必要な事柄については『利用のしおり』等の形でまとめて保護者等に配付することが望めます。

運営指針第4章（放課後児童クラブの運営）

4. 利用の開始等に関わる留意事項

（４）特に新１年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

新１年生にとっては、小学校に入学する、放課後児童クラブに入会するということは大きな環境変化をもたらします。こうした変化は子どもの情緒や健康状態に様々な影響を及ぼすことがあるため、特に配慮することが必要です。

また食物アレルギー等への対応も利用開始時からすぐに必要です。利用開始前に保護者等と情報交換を行い、共通理解を持つことが求められます。

運営指針第4章（放課後児童クラブの運営）

4. 利用の開始等に関わる留意事項

（５）子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

退所後の生活や放課後の過ごし方などについて、子どもや保護者に事前に確認し、円滑に移行できるよう支援することが求められます。また、放課後児童クラブを退所した後も何らかの支援が必要な場合には保護者等からの相談に応じて、他機関の紹介等を行い適切な支援へ引き継ぐことが望まれます。

近くに児童館があれば、紹介すると良いでしょう。児童館は子どもが自由に安全安心に利用できる子どもの為の地域の居場所です。



要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

2 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み

設備運営基準第 17 条

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

14

苦情への対応については、設備運営基準第 17 条に記載があります。

「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、以下を指します。

- 苦情受付窓口を設ける
- 事業所内における苦情解決のための手続きの明確化
- 苦情解決の窓口・手続きなどを利用者・職員に周知すること

また第 17 条 3 では、社会福祉法第八三条、第八五条にもとづき、運営適正化委員会への協力が定められています。次に、運営適正化委員会の設置及び運営適正化委員会の役割が定められていることを確認しましょう。

社会福祉法

（運営適正化委員会）

第八三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）

第八五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

２ 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。

また、運営指針第１章３（４）⑥では、苦情対応が放課後児童クラブの社会的責任として大変重要な課題として示されていることを確認できます。

運営指針第１章（総則）

３．放課後児童クラブにおける育成支援の基本

（４）放課後児童クラブの社会的責任

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

苦情対応が運営指針の総則の中で放課後児童クラブの社会的責任として大変重要な課題として示されていることを認識しておく必要があります。

2 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み

運営指針第7章（職場倫理及び事業内容の向上）2

2. 要望及び苦情への対応

（１）要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。

（２）苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。

（３）子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

（４）要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

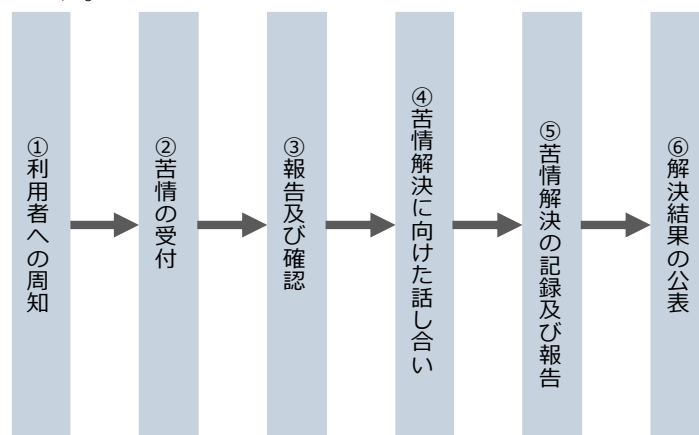
【運営指針第7章2（1）】

子どもや保護者、地域住民等からの要望や苦情があった時、それをどこに相談すればよいかを示しておく必要があります。要望や苦情の受付担当者が誰であるか、クラブ内に掲示したり、お便り等で知らせておくことが望まれます。

【運営指針第7章2（2）】

苦情を一定のルールと体制のもとで適切に解決するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員からなる解決体制を構築することが必要です。

苦情解決の手順と仕組みとしては、以下のような流れを明確にして取り組むことが求められます。



【運営指針第7章2（3）】

放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、子どもや保護者等からの要望や苦情を、自らの事業や業務のあり方を振り返る機会として捉え、謙虚に受け止め誠意を持って誠実に対応することが求められます。

子どもからの要望や苦情についても、子どもの人権尊重や主体性を尊重する放課後児童クラブの目指すところを踏まえて、誠意を持って対応することが必要です。

【運営指針第7章2（4）】

寄せられる要望や苦情には、事業や業務をより良いものにするためのヒントが隠されていると考えましょう。利用者や保護者等からの声を受け止め、その内容や対応の経過を職員会議などで共有すると共に記録として残すことは、今後の改善を目指すうえで不可欠の取組です。

クラブがこのように取り組んでいることを保護者等に伝えることによって、信頼も得ることができます。



内容②のまとめ

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

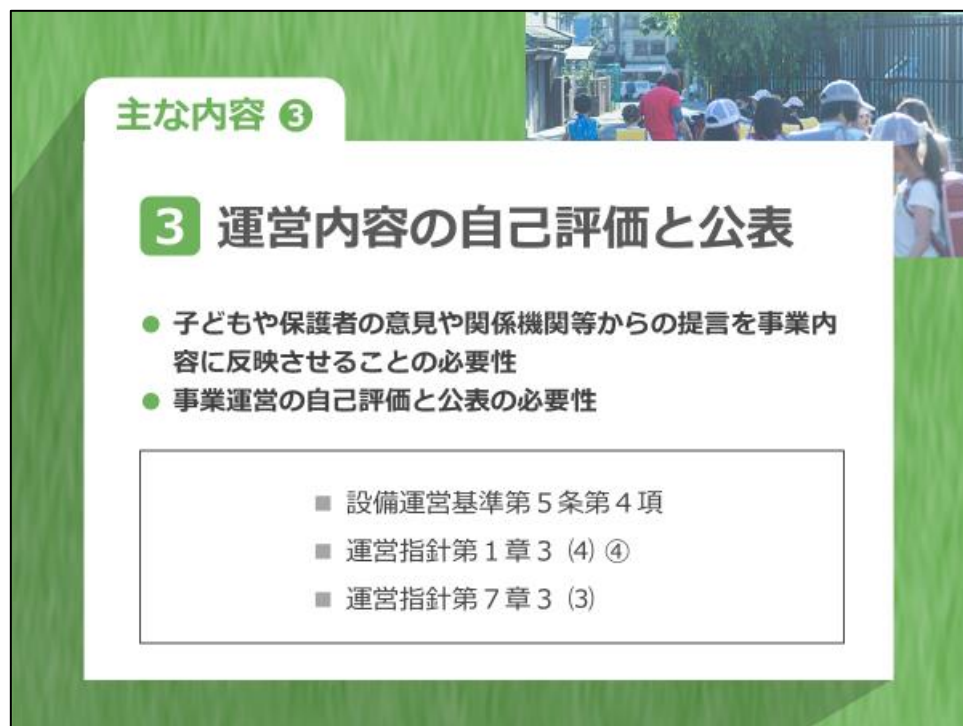
2 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み

主な内容 ② まとめ

1. 放課後児童クラブの利用の募集に当たっては、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ること。
2. 利用に当たっての留意事項を明文化するとともに、入所承認の公平性に努めること。
3. 要望及び苦情への対応の必要性を認識し、対応に当たっての体制整備のあり方について理解すること。

18

3. 運営内容の自己評価と公表



放課後児童クラブが地域の中で正しく理解されるためには、運営内容の自己評価と公表が必要です。特に、子どもや保護者からの意見や関係機関等からの提言が事業内容に反映されていることが大切です。それは育成支援の向上にも繋がります。

設備運営基準第5条 第4項

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

これは放課後児童健全育成事業の一般原則として謳われたものであり、自己評価を行うこと、それを公表することの重要性が見て取れます。

運営指針第1章（総則）

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

（4）放課後児童クラブの社会的責任

④放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

放課後児童クラブは地域社会において、子どもの健全育成と子育て支援について、重要な役割と責任を担っている事業ですが、日々取り組んでいる活動内容や存在意義が十分理解されているとは言い切れない点があるのも否定できません。

そこで放課後児童クラブには地域社会と交流や連携を図り、放課後児童クラブの存在や役割が十分に理解されるよう努めることが求められます。地域向けのおたよりを作成し、定期的に回覧を依頼することや放課後児童クラブの行事開催時に地域住民にも案内するなどの工夫も必要です。

運営指針第7章（職場倫理及び事業内容の向上）

3. 事業内容向上への取り組み

（3）運営内容の評価と改善

○ 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。

○ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

放課後児童クラブでは、運営や事業の改善を図るために、その運営や活動・取組について自己評価を行うことが必要です。また、自己評価に当たっては、利用者や保護者からの意見を聞きとり、取り入れることが求められます。

自己評価の結果は、施設内で掲示したり、お便りに記載したり、ホームページにアップしたり、広く周知することも必要です。

放課後児童クラブの運営主体は、自己評価の結果について、放課後児童支援員等と話し合いの機会を持つなど、職場全体で共有化し、運営や事業の改善と向上に生かすことも求められます。



内容③のまとめ

3 運営内容の自己評価と公表

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

主な内容 ③ まとめ

1. 子どもや保護者、地域住民等からの意見を、事業運営内容に反映することの必要性について理解すること。

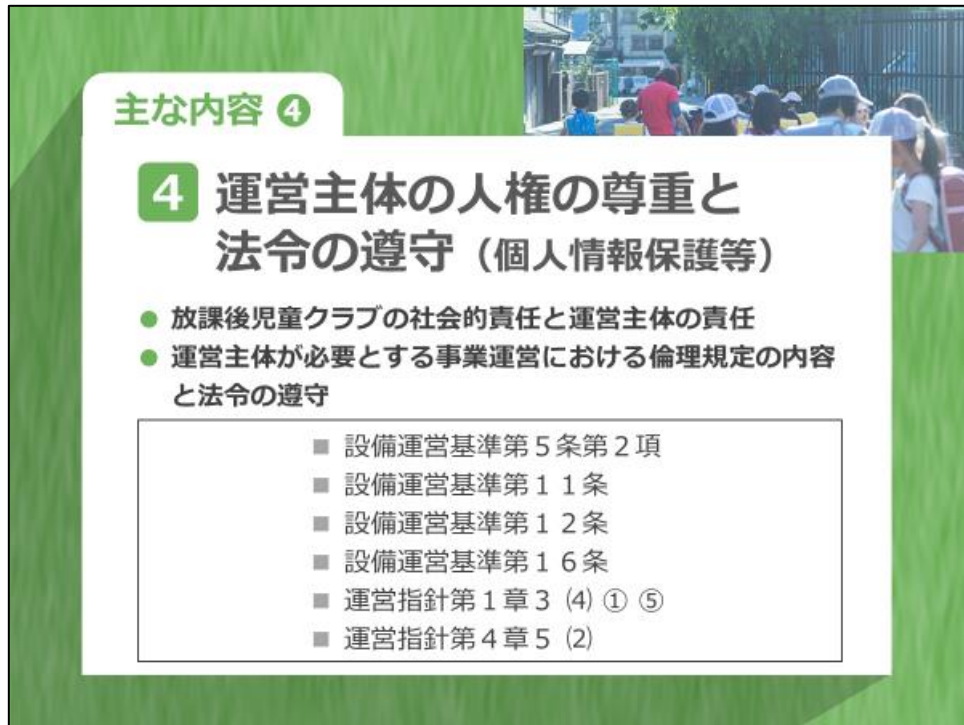
2. 事業運営の自己評価を行うことと、その公表の必要性を理解すること。

3. 自己評価を行うに当たっては、子どもや保護者等の意見を取り入れて行うことの必要性を理解すること。

23

MEMO

4. 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）



主な内容 ④

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

- 放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任
- 運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令の遵守

- 設備運営基準第5条第2項
- 設備運営基準第11条
- 設備運営基準第12条
- 設備運営基準第16条
- 運営指針第1章3(4)①⑤
- 運営指針第4章5(2)

設備運営基準第5条第2項

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

設備運営基準第11条

（利用者を平等に取り扱う原則）

放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

設備運営基準第5条第2項、設備運営基準第11条には、児童福祉法と児童の権利に関する条約に謳われている子どもの権利尊重と差別の禁止という基本理念に基づき、放課後児童健全育成事業者が遵守しなければならない事柄と行ってはならない事柄が明確に示されています。

これらは放課後児童健全育成事業者が事業を運営するに当たって、そして放課後児童支援員等が育成支援に当たってその基本に据えることが求められるものです。

設備運営基準第 12 条（虐待等の禁止）

放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

設備運営基準第 12 条では、「法第 33 条」という言葉が出てきますが、ここでいう法とは児童福祉法を指します。

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

児童福祉法

第七節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

28

この法第三十三条の十各号については、科目 2「放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護」でも紹介されています。

この条項は、施設職員による虐待を禁止した規定であり、放課後児童クラブもこの条項に則って運営されることが求められます。「被措置児童等」には放課後児童クラブを利用する児童が含まれ、「施設職員等」は放課後指導支援員等と読み替えることになります。

禁止行為として掲げられている項目について、「一」は身体的虐待、「二」は性的虐待、「三」はネグレクト、「四」は心理的虐待に当たります。

その中で、「三」の中に「生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること」（前頁スライド下線部）とありますが、放課後児童クラブにおいても、子どもたちが生活や遊びなどを共にする中で、いじめが起きないように努める事はもとより、万が一いじめがあった場合には放置することなく、適切に対応することが必要です。

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

子どもへの体罰(暴力)が許されない理由

- ① 体罰(暴力)は子どもに痛みと恐怖を与えることによって、
子どもの言動を支配・コントロールしようとするものです。
- ② 体罰(暴力)はそれを見ている他の子どもたちにも
深い心理的ダメージを与えています。
- ③ 体罰(暴力)は「即効性」があるかのように見えるので、それを使って
子どもを言いなりにしようとするに取り込まれていき、行使する
本人の感情や倫理観を劣化させていきます。
- ④ 体罰(暴力)はしばしばエスカレートし、取り返しのつかない事故を引き
起こします。
- ⑤ 体罰(暴力)をふるう大人がいて、その周りにいる子どもたちの心に
暴力を容認する風潮が生まれ、子どもたちの間にも暴力が広がります。

29

子どもへの暴力を「体罰」と表現することがありますが、これは、過ちを犯した者に与えられる罰という考えが背景にあります。暴力を体罰と言い換えることは、それを行行使する立場の理屈であり、行使される者、つまり子どもから見ればその行為はまぎれもなく暴力です。

いかに体罰という名の暴力が子どもたちの心と体を傷つけるものであるか、私たちはそのことを深く認識して、体罰（＝暴力）が時には必要だという考えをきっぱり捨てて、子どもへの暴力は「どんなときにもしない、させない」放課後児童クラブを目指さなければなりません。

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）**設備運営基準第16条****（秘密保持等）**

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

設備運営基準第16条は、職員の「守秘義務」の遵守と事業者に必要な措置を講じることを求めているものです。

！ 事例の問題点を考えてみましょう



事例①

指導員のAさんは、記入済みの申込書を事務室の机に広げたまま、他の部屋で仕事をしていた。これが事務室に相談にやってきた保護者の目に留まり、「いつもこうなんですか」と注意された。



事例②

連絡帳の内容に感心した放課後児童支援員のKさんは、「他の家庭にも参考にしてほしい」と思い、実名と共にクラブ便りに紹介した。しかし了解を得ていなかったため、お母さんは大変憤慨してしまった。

！ 問題点と考え方

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

事例Ⅱ

- ① 児童クラブの申込み時期に、放課後児童支援員のAさんは、記入済みの申込書を事務室の机に広げたまま他の部屋で仕事をしていた。これが事務室に相談にやってきた保護者の目に留まり、「いつもこうなんですか」と注意された。
- ② 児童クラブに通う子どものお母さんからの連絡帳の内容に感心した放課後児童支援員のKさんは、「他の家庭にも参考にしてほしい」と思い、実名と共にクラブ便りに紹介した。しかし了解を得ていなかったため、お母さんは大変憤慨してしまった。

問題点と考え方

出典：一般財団法人 児童健全育成推進財団発行「子ども支援者と管理」

①②ともに、「個人情報の保護について」問題があった事例である。
加えて②については守秘義務に反する事例でもある。

- 個人情報とは「生きている個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」と規定（個人情報保護法）。具体的には、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、家族構成の情報から個人に関する判断・評価に関する情報まで、特定の個人と関連付けられるすべての情報を指す。文字だけでなく、音声、写真なども含む。
- 放課後児童クラブには、児童票・保育日誌・連絡帳など個人情報を含むものが多い。
- 加えて、放課後児童支援員等は日常の活動や子育て支援を通じて多くの個人情報（子どもの身体、精神発達状況・生活環境・家族関係・保護者の悩み）を知ることになる。
- 上記のものはすべて個人情報として保護の対象となり、本人の許可なくして第三者に提供してはならない。自治体の個人情報の保護についての取り決めに沿って、放課後児童クラブとしての規定を作成し、遵守しなければならない。
- 個人情報保護法や守秘義務違反の対象とならない場合がある→児童虐待を発見した場合は通告しなければならない。この場合の通告は「秘密漏洩罪その他の守秘義務違反にあたらぬ」とされている。

31

個人情報とは「生きている個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの」と個人情報保護法で規定されています。具体的には、氏名、性別、生年月日、職業、住所、電話番号、家族構成など特定の個人と関連付けられるすべての情報を指します。文字だけでなく、音声、写真なども含みます。

放課後児童クラブには申込書、児童票、保育日誌、連絡帳など個人情報を含むものがたくさんあります。

加えて放課後児童支援員等は日常の業務において子どもの身体、精神発達状況、生活環境、家族関係、保護者の悩みなどを知ることになります。また、人に知られたら困るが、放課後児童支援員等だから相談したというケースもあるかもしれません。

申込書も連絡帳もすべて個人情報として保護の対象となり、本人の許可なくして第三者に提供してはならない、見せてはならないものです。さらに事例2のケースは、放課後児童支援員だから伝えたのに第三者に知らせてしまったという守秘義務違反の問題もあります。

つまりこの二つの事例は個人情報保護及び守秘義務の観点からすると、放課後児童クラブとして逸脱した事案であると言わざるを得ません。「つい忙しかったから」「書いてあることを参考にしてほしかった」という理由は通用しません。

こうしたことが起こらないよう、自治体の個人情報保護の取り決めに沿って、放課後児童クラブとしての規程を作成し、遵守しなければなりません。

なお、児童虐待の通告や要支援児童の情報提供については、秘密漏示罪や守秘義務に関する法律違反には当たりません。

設備運営基準第 16 条（秘密保持等）

放課後児童健全育成事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

「正当な理由」とは、上記の児童虐待の通告と要支援児童の情報提供のことを指します。

「児童虐待の防止等に関する法律」を見てみましょう。

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

放課後児童支援員認定資格研修

32

また、要支援児童等と思われる者を把握した時の情報提供については、児童福祉法第二十一条の十の五に記載があります。

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

児童福祉法

第二十一条の十の五

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するように努めなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

33

2「前項の規定」とは、「福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するように努めなければならない。」としている部分です。

つまり、子どもの最善の利益が、どんな秘密よりも優先されなければならないという、これは児童福祉法と児童の権利条約の理念を表したものであり、当然放課後児童クラブにも求められる理念なのです。

設備運営基準第 16 条（秘密保持等）

第 16 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

設備運営基準第 16 条について、項目 1 は現在職員である者について、項目 2 では「職員であった者」として、現在職員でない者に対して述べています。

つまり第 16 条では、退職後も職員であった時に知り得た業務上の秘密を漏らしてはならないことと、運営主体にそのための必要な措置が定められています。

これについては、例えば職員採用時に提出を求める「誓約書」に、在職中のみならず、退職後も秘密を保持することの誓約を盛り込むなどが考えられます。

運営指針第 1 章（総則）

（秘密保持等）

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

（4）放課後児童クラブの社会的責任

① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

①では、放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、子どもの人権と子ども一人一人の人格の尊重を、育成支援の基本に置くことが必要であることが示されています。日々の育成支援の中で子どもに精神的・身体的苦痛を与えたり、過度の管理や強制を行ったりすることが決してないようにしなければなりません。

また、育成支援は子どもの最善の利益を考慮して子どもの為に行われるべきものです。放課後支援員等の考えのみで進めるのではなく、子どもが意見を述べ、参加することを保証する必要があります。そのためには普段から子どもとの信頼関係を築き、子どもが意見を述べやすい環境を整えることが望まれます。

⑤では、設備運営基準第16条と同じ趣旨が定められ明記されているものです。
なお、「子どもの利益に反しない限りにおいて」とありますが、これは先ほど述べました「児童虐待の通告」及び「要支援児童と思われる者の情報提供」を指しているものです。

運営指針第4章（放課後児童クラブの運営）

5. 運営主体

（2）放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

- 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
- 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。

放課後児童クラブの運営主体は、「児童福祉法」、「児童の権利条約」等において定められている子どもの人権の尊重について、十分理解したうえで子ども一人ひとりの人格を尊重して事業の運営に当たる必要があります。

2つ目の○について、放課後児童クラブは、地域社会の中で子どもの健やかな育成と子育て支援に関わる重要な役割と責任を担っており、その役割と責任を果たすにあたり十分に地域社会の理解を得る必要があります。

そのためには、放課後児童クラブが積極的に地域社会や住民との交流や連携を図るとともに、行っている育成支援の内容について、地域社会・住民に説明していくことが求められます。地域と共にあり、地域に支えられてこそ、放課後児童クラブの目指す育成支援が実現できるのです。



内容④のまとめ

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）

主な内容 ④ まとめ

1. 放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任について、その果たすべき内容について理解すること。
2. 子どもの人権の尊重、差別的取扱いの禁止等、運営主体に求められる倫理規定の内容について理解すること。
3. 利用者のプライバシー保護や業務上知り得た秘密の保持等、運営主体に求められる法令の遵守の内容について理解すること。

37

MEMO

5. まとめ

✓ チェックリスト

本科目を機会に、それぞれの運営主体の運営管理や自らの業務のあり方について見直してみましょう。

「放課後児童クラブの「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」自己チェックリスト（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）
https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_190426/

この自己チェックリストを活用して、自身のクラブの運営や取組状況について検証してみましょう。

👉 振り返り

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

振り返ってみましょう

- ① 自身の放課後児童クラブの運営規程の内容を理解しているか。
- ② 子どもや保護者の要望・苦情にどのように対応しているか。
- ③ 個人情報の保護について、日常の中でどのように気を付けているか。

38



参考図書

- 厚生労働省編『放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館 2017
- 放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 認定資格研修のポイントと講義概要』中央法規出版 2015
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「放課後児童クラブの「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」2019

(https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190426

/)



教材の検討・作成体制

厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金

「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における

e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」

■放課後児童支援員認定資格研修に関するWG (敬称略・50音順)

氏 名	所属（令和2年3月現在）
高橋 秀明	放送大学 准教授
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
◎松村 祥子	放送大学 名誉教授

◎：座長

■検討委員会 (敬称略・50音順)

氏 名	所属（令和2年3月現在）
大場 慶育	松戸市 子ども部 子育て支援課 課長補佐
尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
坂田 哲人	大妻女子大学 家政学部 児童学科 児童学専攻 専任講師
高橋 かすみ	神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課 子育て支援人材グループ
高橋 秀明	放送大学 准教授
◎松村 祥子	放送大学 名誉教授

◎：座長

■オブザーバー

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課

■映像制作

株式会社ネットラーニング

■事務局

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における
e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究

放課後児童支援員認定資格研修 科目 16

放課後児童クラブの運営管理と

運営主体の法令の遵守

サンプル版動画 研修用レジメ

令和2年3月

制作協力：社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長 中川一良
事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2
電話：03-6733-1024
